

特記仕様書

委託業務名 里山防災・緩衝帯整備業務（国分二丁目）
業務場所 大津市国分二丁目（別紙位置図のとおり）

第1条 適用範囲

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、令和7年版「治山林道必携」（以下「必携」という。）及び「滋賀県一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

ただし、本特記仕様書と「必携」又は「共通仕様書」が、重複する事項で内容が一致しないときは、本特記仕様書又は、監督職員の承認・指示が優先する。

第2条 実施目的

本業務は、森林整備を実施し、里山が持つ防災機能を向上させることを目的とする。

第3条 業務量

危険木伐採 10本

第4条 準拠する法令等

本業務は、本特記仕様書及び業務委託契約書によるほか、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

第5条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

通報書は、別記様式第1号を用いるものとする。

第6条 次の表の左欄に掲げる「共通仕様書」の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-1 適用 1. 適用工事	は、滋賀県が発注する	は、大津市が発注する
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-1 適用 2. 共通仕様書の適用	は、「滋賀県建設工事監督要領」（以下「監督要領」）という。)、「滋賀県建設工事検査要領」	は、「大津市建設工事監督要綱」（以下「監督要綱」）という。)、「大津市工事検査要綱」

第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 5. 生コンクリートの圧縮強度試験	(1) ~とする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。	(1) ~とする。この際、監督員が指定の封印をするものとする。
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-9 工事の完成図書の納品 4. 電子成果品	受注者は「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】に	受注者は「大津市電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】に
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-9 工事の完成図書の納品 5. 地質調査の成果品	~場合、「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）【委託業務編】に	~場合、「大津市電子納品運用ガイドライン（案）【委託業務編】に
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳	および滋賀県建設工事検査要領に基づき	および大津市工事検査要綱に基づき

第7条 業務内容

1 着手前

業務着手前に実施計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。なお、実施計画書には、作業にかかる日程、作業方法、交通規制方法などを記載すること。

2 業務内容

大津市国分二丁目の近津尾神社の所有林内の危険木を伐採する。

3 作業手順及び留意点

(1) 伐採する樹木の確認

予定木として示した立木について、森林所有者と確認する。変更がある場合は改めて監督職員と協議を行うものとする。

(2) 作業の条件

①伐採作業には市道の交通規制が必要なことから、地元周知を綿密に行うとともに、管轄する警察署への道路使用許可を申請すること。また、バス路線なので、必要な協議に臨席すること。

②対象木の調査を行い、事前に除去が必要な周辺の枝葉について、剪定など必要な措置を講じること。

(3) 天候による伐採作業の有無

伐採作業前開庁日 16 時には作業の実施の有無を監督職員に連絡すること。

(4) 伐採作業

- ①対象木の伐採作業にあっては、道路通行者がいないことを確認した後、地面に降ろして玉切りを行う。
- ②伐採した木は、過積載が無いようにトラックに積み込み、指定の仮置き場所へ搬出すること。
- ③クレーン車等の作業機械の設置は安全確認をしっかりと行い、転倒事故の無いよう注意すること。

(5) 伐採した木の処分について

- ①別途指定する仮置き場所へ搬出すること。
- ②仮置き場所へは、整理した状態で流失しないように並べ集積すること。
- ③伐採作業が完了した後、仮置き場から再資源化等をする施設へ搬出すること。なお、本設計では下記の場所への搬入として積算している。

大田廃棄物最終処分場（大津市大石曾東町字大田 1092）

上記は積算上の条件明示であり、再資源化等をする施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

(6) 実施状況の記録

実施状況及び施工後の確認をするため、以下により記録するものとする。

- ①記録写真は、対象木ごとに作業前後の状況を撮影する。
- ②対象木の 10 本に 2 本程度を選定し、作業前、作業中、作業後の状況を撮影する。
- ③交通規制の状況が分かるよう、交通誘導員、規制看板の配置状況を撮影する。
- ④仮置き場所での集積状況を撮影する。

4 作業の安全措置

- (1) 交通規制の実施について、道路使用許可書の条件を遵守すること。また、歩行者、自転車等の通行には充分に注意をし、支障のないようにするものとする。
 - (2) 地元自治会による関連事業との調整が必要な場合があるので、業務実施時期については監督職員と協議するものとする。
 - (3) 伐採した木の運搬については、過積載防止対策を行うとともに、運搬中の落下等の無いよう注意すること。
 - (4) 作業地域での作業中の喫煙は行わないこと。
 - (5) 安全対策については、交通誘導員を計上しているが、所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- なお、交通誘導員 A および B とは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交替要員の有無
規制箇所	4名／日	交通誘導警備員 B 4名	昼間	無

第8条 業務責任者及び業務担当者

- 1 業務の実施にあたり、業務責任者及び業務担当者を設け、監督職員に報告するものとする。
- 2 業務責任者は、業務担当者に作業内容を伝え、その周知徹底を図るものとする。
- 3 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができるものとする。
- 4 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

第9条 完了の報告等

受託者は、業務が完了したときは次の書類を紙媒体あるいは電子媒体（C D－R等）にて提出し、業務の検査を受けるものとする。ただし、検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

- 1 委託業務報告書（出来高書を含む）
- 2 道路使用許可証の写し
- 3 写真
 - (1) 対象木の作業前後の写真
 - (2) 対象木10本に2本程度の作業前、作業中、作業後の写真
 - (3) 作業機械の設置状況
 - (4) 仮置き場所での集積状況
 - (5) 交通規制の写真（交通誘導員、規制看板の状況等を確認できる写真）
- 4 伐採した木の処分が確認できる書類（処分施設の受け入れ伝票等）
- 5 作業日報、警備日報
- 6 その他、委託者が必要と認める書類

不当要求
不当介入 **業務妨害** **事案通報書**

滋賀県 警察署長様
 大津市長様 (報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受注者	所在地	(本社) 電話 () 二 FAX () 二	
		(現場事務所) 電話 () 二 FAX () 二	
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名) 電話 () 一	
		(対応者) 所属会社名 電話 () 一	
氏名			
役職			
不当介入の 行為者	住所	電話 () 二 FAX () 二	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () 二 FAX () 二
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有・無		
	(通報先警察署) 滋賀県 警察署 課		
	(通報日時) 令和 年 月 日 時 分頃		

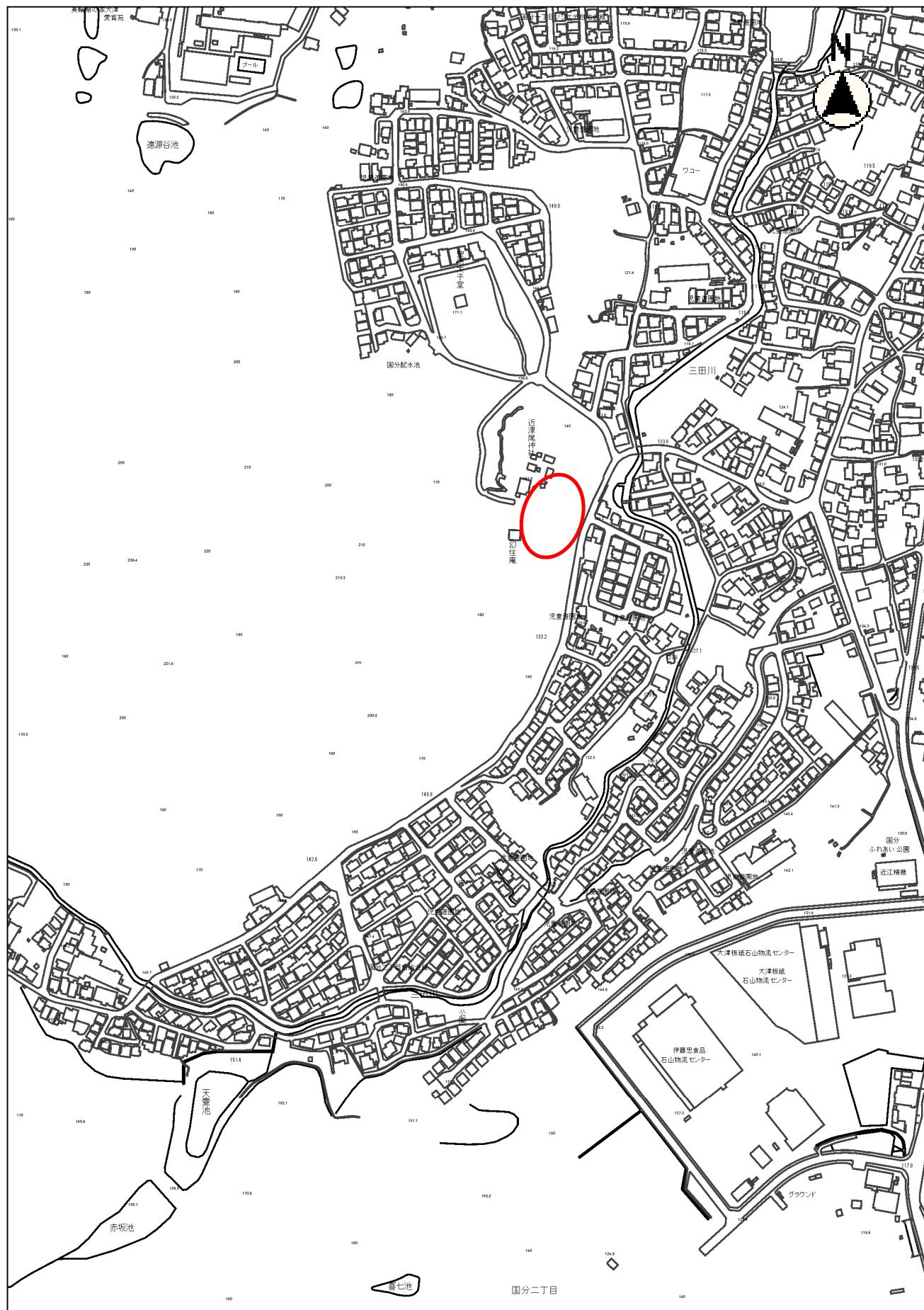
注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

位置図



縮尺 1:5000

